

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報開示

(労働者派遣法第23条第5項)

令和2年7月1日作成

対象期間 平成31年4月～令和2年3月迄(第33期決算)

1 派遣労働者の数	17名
2 派遣先の数	9社
3 マージン率	46.7%
4 教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新入社員教育・発電所運転教育・(保全・工事)導入・ステップ教育・派遣説明・若手フォローアップ研修・グレードアップ研修・次世代リーダー研修
5 法30条の4第1項の労使協定	<ul style="list-style-type: none">・労使協定の有効期間の終期:2021年3月31日・労使協定の対象となる派遣労働者に限定
6 労働者派遣に関する料金の平均額	55,932円(1日8時間あたり換算)
7 労働者派遣の賃金額の平均額	29,834円(1日8時間あたり換算)
8 その他	<p>マージン率には以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none">①社会保険料(厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険)②福利厚生費(有給休暇、健康診断、退職金制度、その他手当等)③教育訓練費④会社運営費⑤営業利益